

栃木 SC オフィシャルファンクラブ会員規約

第 1 条 総則

1.本規約は、株式会社栃木サッカークラブ（以下「当社」といいます。）が運営する栃木 SC（以下「当クラブ」といいます。）の「栃木 SC オフィシャルファンクラブ」（以下「本会」といいます。）に関して、第 3 条に定める会員（以下「会員」といいます。）が遵守すべき事項及び会員と当社との契約関係を定めるものです。

2.会員は、本規約に基づき、本会が年度ごとに定めるサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）を利用することができます。

第 2 条 本規約の範囲

1.当社は、本サービスに関し、別途利用規約等を定める場合があり、この場合、当該利用規約等は本規約の一部を構成するものとします。

2.本規約本文の定めと、当該利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第 3 条 会員

1.本規約における会員とは、当社所定の手続きで本会への入会申込を行い、当社が入会を承認した個人をいいます。

2.会員への申し込みは、一個人につき一件のみとし、1 人で複数口の会員申し込みはできません。

3.入会申込者は、入会申込時点で未成年者である場合において、その保護者の同意が必要です。

4.未就学児はご入会いただけません。

5.会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地が原則日本国内にある方に限定するものとします。

6.会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

第4条 入会の承認および取消

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、その申込を承認しないことがあり、承認後であったとしても、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、この場合は年会費を返却しません。

(1)入会申込内容に虚偽の記載がある場合

(2)入会申込者が実在しない場合

(3)入会申込者が法人、団体等である場合

(4)入会申込者の承諾なくして他人が申し込んだ場合

(5)入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、もしくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為またはショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合

(6)入会申込者がいわゆる暴力団組員等の反社会的勢力の構成員や関係者であると当社が認める場合

(7)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

(8)本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定した会員情報に登録されているクレジットカード、銀行預金口座等の使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

(9)当社の他のサービスの利用料金の支払いを怠っている場合または過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合

(10)過去に本会の利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合

(11)入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(12)本規約に違反した場合

(13)入会申込者が、JリーグもしくはJリーグに所属するクラブ（当クラブ以外も含む）よりスタジアム等への入場禁止処分を受けている場合

(14)その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第5条 有効期間

1.本規約に基づく会員資格の有効期間は、2019年2月1日から2020年1月31日までとします。

ただし、2019年2月2日以降に入会する場合は、当社が入会を承認した日より会員資格が有効になるものとします。

2.前項の有効期間にかかわらず、会員は、第7条のファンクラブ会員証またはファン

クラブマイページにログインした際に表示される会員バーコード（以下「会員バーコード」といいます。）の提示が必要な特典について、当該会員証を入手した後、またはファンクラブマイページにログイン可能な状態でなければ当該特典を受けられないものとしてします。

第6条 更新

1. 会員は、次の場合を除き、次年度も会員資格は自動継続されるものとしてします。

- (ア) 会員本人から退会の申し出があった場合
- (イ) 第4条の規定に該当する場合
- (ウ) その他、本会が会員として適格でないと認めた場合

2. 会員資格が更新された会員は、次年度の会員規約その他各サービスの利用規約を承諾したものとみなされます。

第7条 ファンクラブ会員証または会員バーコード

1. 当社が入会を承認した場合、当社は、ファンクラブ会員証を無料で発行します。ただし、2019年2月2日以降に新規入会する場合は、ファンクラブ会員証を有料で発行することがあります。

2. ファンクラブ会員証は、その片面に記載の会員番号に該当するご本人に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際してファンクラブ会員証をご提示いただく場合があります、当該ご提示がない限り、本サービスを受けることができないものとしてします。会員バーコードもファンクラブ会員証と同様の取扱いとします。

3. 会員は、ファンクラブ会員証の紛失、盗難、破損等の場合、直ちに「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとしてします。

4.前項のファンクラブ会員証の紛失、盗難、破損等に伴い、会員が再発行を希望する場合、再発行手数料 1000 円（税込）をご負担いただくこと、及び再発行により会員番号が変更になることを了承いただくことにより、当社はファンクラブ会員証を再発行します。

5.再発行手続は、当クラブホームゲーム開催時のスタジアム場外ファンクラブブースにて行います。

6.やむを得ぬ事情により指定場所での手続きができない場合、代金引換による郵送等で再発行手続きを行います。

この場合、会員は、再発行手数料とは別に、郵送に要した送料、代引き手数料及びそれらの消費税を含んだ額を全て負担するものとし、これらをあわせて代金引換の際に支払うものとしします。

7.再発行されたファンクラブ会員証が手元に届くまで、本サービスの利用ができないことがあります。

8.会員は、紛失・破損などファンクラブ会員証としての機能が著しく損なわれている場合以外の理由で、ファンクラブ会員証の再発行を求めることはできません。

第 8 条 譲渡等の禁止

会員は、ファンクラブ会員証、会員バーコード、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第 9 条 退会

1.会員は次年度の本会更新案内時に指定の期日までに年会費の支払いを行わ

ない場合、会員資格が当年度の 1 月 31 日をもって失効し、自動的に退会となります。

2. 会員資格は、一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知りえた時点をもって、当該会員が退会したものと取り扱います。

3. 会員は、会員資格の有効期間中であっても、会員の申し出により、会期中で本会を退会することができます。

4. 会員は、退会と同時に会員としての諸権利を失うものとします。

第 10 条 自己責任の原則

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもってファンクラブ会員証及び会員バーコードを使用し管理しなければならないものとします。

また、会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社、当クラブ及びその他第三者に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、本会及び本サービスに関して、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。

4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任をも負わないものとします。

5. 当社以外の第三者が本会及び本サービスの利用と関係なく会員に対して提供

するサービス等の利用に関して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとします。

第 11 条 営業活動の禁止

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないものとします。

第 12 条 その他の禁止事項

会員は次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) ファンクラブ会員証、会員番号、その他会員の一身専属するものを第三者に譲渡する行為
- (6) 当社または第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当社または第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
- (8) 本会の運営を妨げるような行為

(9) 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、もしくはそれらの恐れがある行為

(10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 13 条 年会費

1. 本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。ただし、入会后、第 5 条に定める有効期間中に年会費が増額または減額された場合でも差額の追加徴収または返還はいたしません。

また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。会員は、これらを当社の定める方法により支払うものとします。

2. 当社は、当社が別途定める場合を除き、年会費を会員に対して返却いたしません。

3. 第 1 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第 14 条 免責

電子メール、送付物等が会員の事情または会員が契約する通信会社の事情、その他当社の責に帰すべき事由によらず会員に到達しない場合、当社は、入会申込受付時期の遡及、入会申込受付期間の延長、特典に関する受付期間延長、送付物の再送等の対応をいたしません。

第 15 条 会員番号使用および会員資格の停止等

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の下承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号使用及び会員資格を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合

(2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当社が認める場合

(3) 本規約に定める会員資格の取消事由に該当する恐れがあると当社が認める場合

(4) その他当社が緊急性が高いと認める場合

2.当社が前項の措置を取ることにより当該会員が本サービス及び付帯サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条 本会の終了

1.当社は、3 カ月前までに会員に対して告知することにより、本規約に基づく会員資格の有効期間の途中であっても当社の裁量で本会を閉会し、会員に対する本サービス及び付帯サービスの提供を中止することができます。

2.前項の場合、当社は、本会、本サービス及び付帯サービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 17 条 会員に関する情報の取り扱い

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」という。）を取得するものとし、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、会員情報を適切に取り扱うこととします。

第 18 条 会員情報の利用目的

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。なお、会員資格有効期間後も、当社は会員情報を次の各号の目的で利用いたします。

- (1) 本会における記念品等商品を発送すること
- (2) 当社が商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (3) 当社、当社の業務委託先及び取引先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (4) 当社が、会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること
- (5) 本会に関する問い合わせ、苦情に対応すること
- (6) アンケートを実施すること

第 19 条 個人情報の第三者提供

当社は、法令に基づく場合その他の「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

第 20 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条 専属的合意管轄裁判所

当社および会員は、当社と会員との間で本規約、本会及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、宇都宮地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 22 条 会員情報の変更

1. 会員は、当社に届け出た会員情報の内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。

2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。

3. 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

4.入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

5.送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止する場合があります。またその場合、当社から会員へ発送停止の連絡等はいたしません。また、送付物郵送の 2 回目以降の送料等は全て会員の負担とします。

第 23 条 本規約の内容およびサービスの変更

当社は、本規約及び本サービスの内容を、会員の上承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 24 条 当社からの通知

1.当社は、公式サイトにおける表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2.前項の通知は、当社が当該通知の内容を公式サイトに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 25 条 問い合わせ先

本規約についてのお問い合わせ、また本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒 320-0024
栃木県宇都宮市栄町栃木県開発センター 4 F
栃木 SC ファンクラブ事務局

TEL. 028-600-5555 (10:00～17:30) ※土日祝休

公式 WEB サイト

(PC・SP) <https://www.tochigisc.jp/fc/>